

役務契約書（単価契約） （案）

発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び役務契約約款によって、役務契約に関し、以下のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	令和８年度三八上北森林管理署官用自動車点検等業務
案件内容・仕様	別紙 契約内訳書、作業基準仕様書のとおり
契約金額 (税込み)	金
	(うち自動車重量税 円)
	(自賠責保険料 円)
	(消費税及び地方消費税相当額 円)
契約期間	令和８年 月 日～令和９年３月 19日
契約保証金	免除
備考	

この契約の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が記名押印を行ったものを保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 ８年 月 日

発注者 青森県十和田市西二番町１－２７
分任支出負担行為担当官
三八上北森林管理署長 泉 光博

受注者

別紙 1

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別添 1、令和 8 年度三八上北森林管理署官用自動車点検等業務（整備内容一覧表）（以下「一覧表」という。）に定める自動車とする。

なお、台数及び数量については予定であり、変動することもあるので、契約相手方は予定台数に変更があっても異議を申し立てないこと。

一覧表以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、契約相手方が点検を実施した結果、整備が必要であると判断した場合に、分任支出負担行為担当官が任命した監督職員に連絡の上指示を受けるものとする。

2 請負内容

（1）契約相手方は、三八上北森林管理署庁舎より車両を引き取り、点検・検査等を実施の上、庁舎に返還するものとする。

（2）一覧表及び入札書（内訳書）における件名の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 48 条に基づく点検整備とする。

イ 継続点検とは、法第 62 条に基づく検査とする。

ウ 基本点検技術料とは、法第 48 条に基づく自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）において規定する全ての項目の点検作業をいう。

エ 保安検査確認とは、法第 62 条に定める継続検査に係るものとする。

オ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な書類は契約者の負担において用意するものとする。

カ 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

外回り清掃とは、外回りの洗浄、拭き掃除の作業をいう。

キ エンジンオイル交換には、エンジンオイル（部品）代金を含むものとする。

エンジンオイルについては、A P I 規格（ガソリン車については S G 品質を、ディーゼル車については C F - 4 品質を基準とする。）のものとし、該当車種に適したエンジンオイルを使用すること。

なお、エンジンオイル量は 1 台当たり 5 リットルを交換すると想定して算定することとし、精算金額は実際のオイル交換量に 1 リットル当たりの単価を乗じて算出した金額を採用するものとする。

ク 別途発注

上記以外の業務については、分任支出負担行為担当官が任命した監督職員と契約相手方による協議により決定するものとする。

3 整備の追加

（1）契約相手方は、上記 1 の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、一覧表に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、直ちに分任支出負担行為担当官が任命した監督職員に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積りを当該車両の使用者である官署の長あて提出するものとする。

（2）当該車両の使用者である官署の長は、契約単価に定めのない部分の追加整備について前項の契約相手方の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、別

途の請負契約を契約相手方と締結するものとする。

4 保証

契約相手方は、当該業務の完了後 6 か月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が 1 万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと契約相手方が認めたときは、その不具合箇所を契約相手方の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、契約相手方の発行する整備保証書による。

5 代金の請求及び支払

- (1) 契約相手方は、業務の履行を完了し分任支出負担行為担当官が任命した検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数か月分を取りまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を分任支出負担行為担当官に請求することができる。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内（以下「約定期間」という。）に代金を契約相手方に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、契約相手方に返送した場合には、分任支出負担行為担当官がその返送した日から契約相手方の適法な請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

6 その他

契約相手方は、車両の返還に当たっては、分任支出負担行為担当官が任命した検査職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明確に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

令和8年度 自動車点検整備等委託車両及び整備内容等一覧表

No.	登録番号	車台番号	車名		型 式	ガソリン ディーゼル 車別	自賠責保険期間		自 動 車 重 量 税 (次期)	自 賠 責 保 険 料 (次期)	取得 年度	登 録 ・ 交 付 年 月 日	車 検 満 了 日	車 検 実 施 予 定 月 定期点検又は	継続点検(車検)					定期点検	車内及び外回り清掃	エンジンオイル交換	ナビの有無	備考
			メーカー	車種			自	至							基本点検 技術料	エンジン・ 下廻り スチーム 洗浄	下廻り防 錆塗装	保安検 査確認	継続検 査代行	基本点検 技術料				
1	八戸300つ9062	SH5-024134	スバル	フォレスター	DBA-SH5	ガソリン	R7.11.17	R9.11.17	自家用 乗用(エコカー外18年経過) 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	H20	H20.10.30	R9.11.1	R 8 10						○	○	○	有	定期点検
2	八戸500ひ420	J210E-0036735	トヨタ	ラッシュ	ABA-J210E	ガソリン	R8.4.7	R10.4.7	自家用 乗用(エコカー外13年経過) 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	H22	H23.3.16	R10.3.17	R 9 3						○	○	○	有	定期点検
3	八戸300ぬ993	NT32-511339	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	ガソリン	R8.4.13	R10.4.13	自家用 乗用(エコカー外13年経過) 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	H27	H27.3.16	R10.3.15	R 9 2						○	○	○	有	定期点検
4	八戸300ぬ6821	NT32-530520	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	ガソリン	R7.3.19	R9.3.19	自家用 乗用(エコカー外13年未満) 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	H27	H28.2.19	R9.2.18	R 9 1	○	○	○	○	○		○	○	有	車検
5	八戸300ぬ6822	NT32-530626	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	ガソリン	R7.3.19	R9.3.19	自家用 乗用(エコカー外13年未満) 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	H27	H28.2.19	R9.2.18	R 9 1	○	○	○	○	○		○	○	有	車検
6	八戸300ね9040	GA4W-0700274	三菱	RVR	DBA-GA4W	ガソリン	R6.12.17	R8.12.17	自家用 乗用(エコカー外13年未満) 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	H29	H29.11.17	R8.11.16	R 8 10	○	○	○	○	○		○	○	有	車検
7	八戸300ね9041	GA4W-0700275	三菱	RVR	DBA-GA4W	ガソリン	R6.12.17	R8.12.17	自家用 乗用(エコカー外13年未満) 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	H29	H29.11.17	R8.11.16	R 8 10	○	○	○	○	○		○	○	有	車検
8	秋田50ふ5615	JB23W-340135	スズキ	ジムニー	TA-JB23W	ガソリン	R7.4.6	R9.4.6	自家用 軽自動車(エコカー外18年経過) 検査対象車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月	H15	H16.3.15	R9.3.14	R 9 3	○	○	○	○	○		○	○	有	車検
9	八戸580え9497	TW2-029093	スバル	ディアスワゴン	ABA-TW2	ガソリン	R7.4.5	R9.4.5	自家用 軽自動車(エコカー外18年経過) 検査対象車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月	H19	H20.3.10	R9.3.18	R 9 3	○	○	○	○	○		○	○	有	車検
10	青森580さ6636	H58A-0805820	三菱	パジェロミニ	ABA-H58A	ガソリン	R8.3.20	R10.3.20	自家用 軽自動車(エコカー外18年経過) 検査対象車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月	H20	H21.2.26	R10.2.25	R 9 1						○	○	○	無	定期点検
11	青森580こ7430	JM23W-600176	マツダ	オフロード	ABA-JM23W	ガソリン	R7.10.18	R9.10.18	自家用 軽自動車(エコカー外18年経過) 検査対象車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月	H20	H20.9.19	R9.9.18	R 8 9						○	○	○	無	定期点検
12	八戸580さ9669	DG64W-400569	マツダ	スクラムワゴン	ABA-DG64W	ガソリン	R7.11.1	R9.11.1	自家用 軽自動車(エコカー外13年経過) 検査対象車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月	H24	H24.11.1	R9.10.31	R 8 9						○	○	○	有	定期点検
13	八戸580と5251	LA260S-0024899	ダイハツ	キャスト	DBA-LA260S	ガソリン	R7.1.18	R9.1.18	自家用 軽自動車(エコカー外13年未満) 検査対象車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月	H29	H29.12.18	R8.12.17	R 8 11	○	○	○	○	○		○	○	有	車検
14	宮城301ひ3408	NT31-308224	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT31	ガソリン	R8.2.25	R10.2.25	自家用 乗用(エコカー外13年経過) 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	H24	H24.8.10	R10.1.24	R 8 12						○	○	○	有	定期点検
15	八戸501さ2447	A210S-0010527	ダイハツ	ロッキー	5BA-A210S	ガソリン	R8.1.7	R10.1.7	自家用 乗用(エコカー外13年未満) 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	R2	R2.12.7	R9.12.6	R 8 11						○	○	○	有	定期点検
16	八戸501さ2448	A210S-0010528	ダイハツ	ロッキー	5BA-A210S	ガソリン	R8.1.7	R10.1.7	自家用 乗用(エコカー外13年未満) 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	R2	R2.12.7	R9.12.6	R 8 11						○	○	○	有	定期点検
17	八戸480け1786	DA17V-503974	スズキ	エブリイ	HBD-DA17V	ガソリン	R7.2.13	R9.2.13	自家用 軽自動車(エコカー本則税率) 検査対象車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月	R2	R3.1.13	R9.1.12	R 8 12	○	○	○	○	○		○	○	無	車検
18	八戸501す1427	MN71S-215879	スズキ	クロスビー	4AA-MN71S	ガソリン	R7.4.11	R9.4.11	自家用 乗用(エコカー外13年未満) 車両重量1トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	R3	R4.3.11	R9.3.10	R 9 2	○	○	○	○	○		○	○	有	車検
19	八戸501す1428	MN71S-215906	スズキ	クロスビー	4AA-MN71S	ガソリン	R7.4.11	R9.4.11	自家用 乗用(エコカー外13年未満) 車両重量1トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	R3	R4.3.11	R9.3.10	R 9 2	○	○	○	○	○		○	○	有	車検
20	八戸501す7682	A210S-0018211	ダイハツ	ロッキー	3BA-A210S	ガソリン	R8.3.3	R10.4.3	自家用 乗用(エコカー外13年未満) 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	R4	R5.3.3	R10.3.2	R 9 2						○	○	○	有	定期点検
21	八戸480こ3367	S710B-0004394	スバル	サンバー	5BD-S710B	ガソリン	R8.2.11	R10.2.11	自家用 軽自動車(エコカー本則税率) 検査対象車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月	R5	R8.1.11	R10.1.10	R 8 12						○	○	○	有	定期点検

令和8年度 三八上北森林管理署官用自動車点検業務 単価表

件名(項目)			数量	単位	単価	金額
自動車重量税	乗用自動車(自家用)	車両重量1.5トンまで 2年【エコカー外(13年未満)】	4	台		
		車両重量1トンまで 2年【エコカー外(13年未満)】	2	台		
		車両重量1.5トンまで 2年【エコカー外(13年経過)】	0	台		
		車両重量1トンまで 2年【エコカー外(13年経過)】	0	台		
		車両重量1.5トンまで 2年【エコカー外(18年経過)】	0	台		
		車両総重量2トンまで 1年【エコカー外(13年未満)】	0	台		
	軽自動車(自家用)	検査対象車 2年【エコカー一本則税率】	1	台		
		検査対象車 2年【エコカー外(13年未満)】	1	台		
		検査対象車 2年【エコカー外(13年経過)】	0	台		
		検査対象車 2年【エコカー外(18年経過)】	2	台		
自動車重量税計(A)			10	台		
自賠責保険料	乗用自動車(自家用)	本土 24ヶ月契約	6	台		
	軽自動車(自家用)	検査対象車 本土 24ヶ月契約	4	台		
自動車損害賠償責任保険料計(B)			10	台		
継続点検 (車検)	基本点検技術料	乗用車(車両重量1.5トンまで)	6	台		
		軽自動車 検査対象車	4	台		
	エンジン、下廻り スチーム洗浄	乗用車(車両重量1.5トンまで)	6	台		
		軽自動車 検査対象車	4	台		
	下廻り防錆塗装料	乗用車(車両重量1.5トンまで)	6	台		
		軽自動車 検査対象車	4	台		
	車内及び外回り清掃		10	台		
	保安検査確認		10	台		
	継続検査代行		10	台		
	エンジンオイル交換	技術料	10	台		
エンジンオイル(1台あたり5L)		50	L			
継続点検(車検)計(C)			10	台		
定期点検 (12ヶ月点検)	基本点検技術料	乗用車(車両重量1.5トンまで)	8	台		
		軽自動車 検査対象車	5	台		
	車内及び外回り清掃		13	台		
	エンジンオイル交換	技術料	13	台		
		エンジンオイル(1台あたり5L)	65	L		
定期点検(12ヶ月点検)計(D)			13	台		
作業料金計(E)=(C)+(D) ※消費税を含まない金額						
消費税(F)=(E)×0.10						
合計(G)=(A)+(B)+(E)+(F)						